



由布市第3次 男女共同参画プラン

年次報告書（令和3年度）

令和5年1月 由布市

はじめに

由布市第3次男女共同参画プランは、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とした、「男女共同参画基本法」及び「由布市男女共同参画推進条例」に基づく由布市の男女共同参画社会の形成を図るための総合的な計画であり、男女共同参画社会を目指すための具体的な取組内容を定めたものです。

この計画は、由布市男女共同参画推進条例と同じ5つの基本理念を持ち、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備」「あらゆる分野における女性の活躍の推進」「安心・安全な暮らしの実現」の3つを基本目標としています。具体的な施策については、重点目標ごとに展開していくこととしています。

この年次報告書は、由布市男女共同参画推進条例第18条の規定に基づく年次報告として、令和3年度に本市が取り組んだ第3次男女共同参画プランの施策の実施状況を報告するとともに、その進捗状況を示したものです。



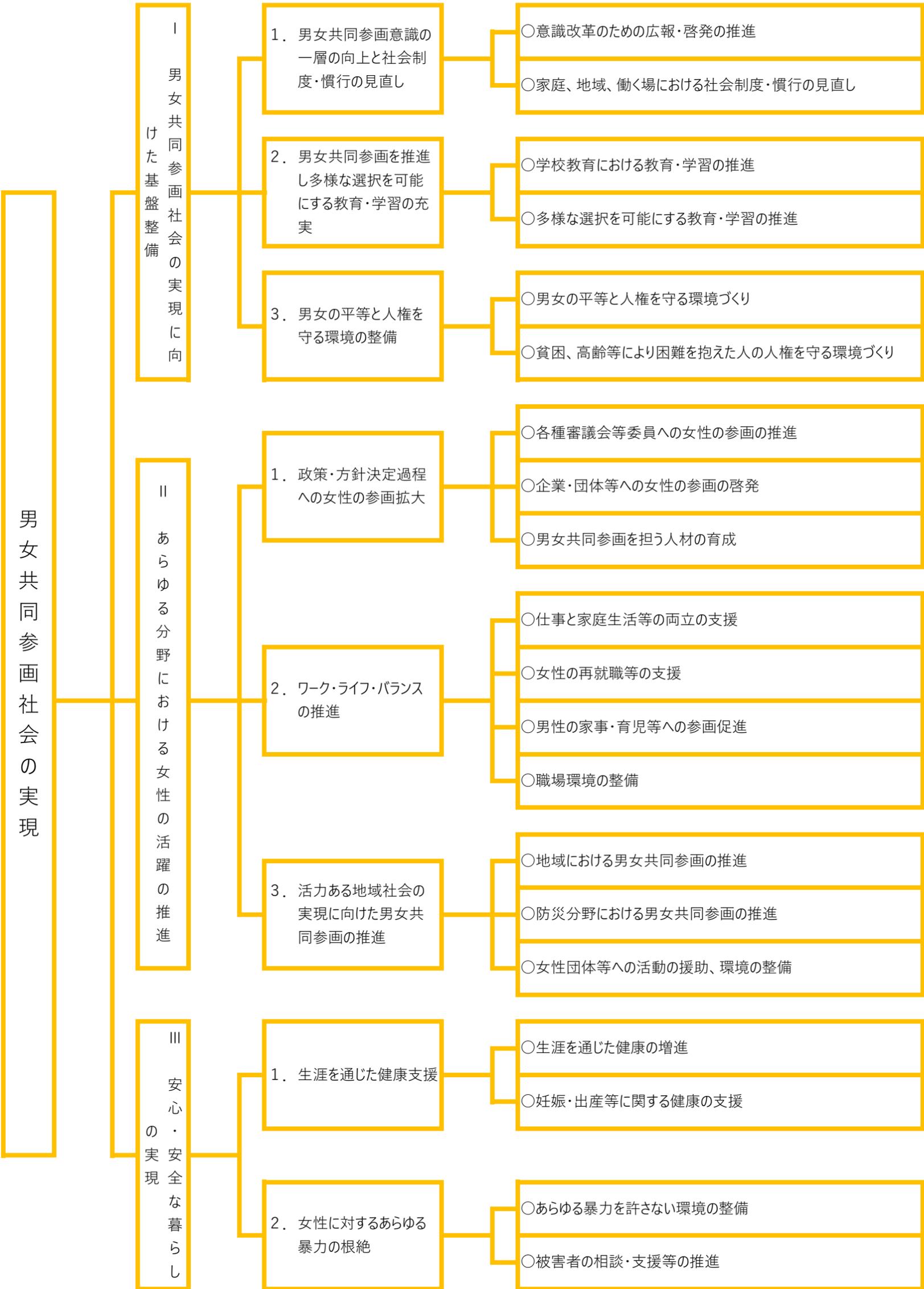
計 画 の 体 系

総合目標

基本目標

重点目標

施 策



総括評価表

A : 施策どおり実施
 B : おおむね施策どおり実施
 C : 一部実施
 D : 未実施

基本目標	重点目標	施策	具体的施策 (延べ件数)	A	B	C	D	
I 男女共同参画 社会の 実現に向けた 基盤整備	1. 男女共同参画意識の 一層の向上と社会制 度・慣行の見直し	○意識改革のための広報・啓発の推進	3	2 66.7%	1 33.3%	0 0%	0 0%	
		○家庭、地域、働く場における社会制 度・慣行の見直し	3	1 33.3%	2 66.7%	0 0%	0 0%	
	2. 男女共同参画を推進し 多様な選択を可能にす る教育・学習の充実	○学校教育における教育・学習の推進	4	4 100%	0 0%	0 0%	0 0%	
		○多様な選択を可能にする教育・学習 の推進	3	2 66.7%	1 33.3%	0 0%	0 0%	
	3. 男女の平等と人権を 守る環境の整備	○男女の平等と人権を守る環境づくり	3	1 33.3%	0 0%	2 66.7%	0 0%	
		○貧困、高齢等により困難を抱えた人 の人権を守る環境づくり	4	4 100%	0 0%	0 0%	0 0%	
	II あらゆる分野 における 女性の活躍 の推進	1. 政策・方針決定過程 への女性の参画拡大	○各種審議会等委員への女性の参画 の推進	※別評価 P14～P20参照				
○企業・団体等への女性の参画の啓 発			2	0 0%	2 100%	0 0%	0 0%	
○男女共同参画を担う人材の育成			3	2 66.7%	1 33.3%	0 0%	0 0%	
2. ワーク・ライフ・バランス の推進		○仕事と家庭生活等の両立の支援	2	0 0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0%	
		○女性の再就職等の支援	4	1 25.0%	3 75.0%	0 0%	0 0%	
		○男性の家事・育児等への参画促進	2	1 50.0%	1 50.0%	0 0%	0 0%	
		○職場環境の整備	5	5 100%	0 0%	0 0%	0 0%	
3. 活力ある地域社会の 実現に向けた 男女共同参画の推進		○地域における男女共同参画の推進	2	0 0%	2 100%	0 0%	0 0%	
		○防災分野における男女共同参画の 推進	2	1 50%	1 50%	0 0%	0 0%	
		○女性団体等への活動の援助、環境 の整備	2	0 0%	2 100%	0 0%	0 0%	
III 安心・安全な 暮らしの 実現		1. 生涯を通じた健康支援	○生涯を通じた健康の増進	10	9 90.0%	1 10.0%	0 0%	0 0%
			○妊娠・出産等に関する健康の支援	6	6 100%	0 0%	0 0%	0 0%
		2. 女性に対する あらゆる暴力の根絶	○あらゆる暴力を許さない環境の整備	6	5 83.3%	1 16.7%	0 0%	0 0%
	○被害者の相談・支援等の推進		4	4 100%	0 0%	0 0%	0 0%	
合 計			70	48 68.6%	19 27.1%	3 4.3%	0 0%	

目 次

○「主な取組」の取組状況等とその評価 (※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)	1
○「主な取組」のうち「各種審議会等委員への女性の参画の推進」について (※女性委員のいない審議会等をなくす。)	14
○「主な取組」のうち「各種審議会等委員への女性の参画の推進」について (※女性委員の全体に占める割合40%以上)	18
○地方自治法第180条の5に基づく「教育委員会」「選挙管理委員会」「公平委員会」「監査委員会」「農業委員会」「固定資産評価審査会」における女性委員の割合等の現状	21
○「主な取組」のうち「各種審議会等委員への女性の参画の推進」について (まとめ)	22
○「農業委員」「認定農業者」「防災会議の委員」「消防団員」「教育委員」に占める女性の割合等の現状	23
【資料】由布市男女共同参画推進条例	24
おわりに	28

「主な取組」の取組状況等とその評価
 (※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)

基本目標	重点目標	施策	施策の方向	担当課	取組状況等	評価
男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備	1 男女共同参画意識の向上と社会制度・慣行の見直し	意識改革のための広報・啓発の推進	①職場、家庭、地域において、男女共同参画に関する理解を深め、定着させることを目的として、女性団体、教育団体等の協力を得つつ、市報やインターネット等を活用した広報・啓発活動の充実を図ります。	総務課	市報や市ホームページへの掲載、啓発冊子等の設置及びポスターの掲示等による啓発を行った。併せて、各庁舎にポスター等の啓発資料を提供し、掲示等を依頼した。	A
				社会教育課	公民館に各種啓発用パンフレット、ポスター等の掲示を行い、来館者に情報提供した。	
			②男女共同参画に関する各種啓発用パンフレット、ポスター等を収集し、公民館や庁舎ロビーにおいて、市民への情報提供に努めます。	総務課	啓発冊子及びポスター等を庁舎ロビーに設置し情報提供に努めた。併せて、各庁舎にポスター等の啓発資料を提供し、掲示等を依頼した。	A
				挟間・地域振興課	ポスターの掲示、パンフレットの常備等啓発活動を実施した。	
				湯布院・地域振興課	各種啓発用パンフレット、ポスター等を庁舎ロビーに置き、情報提供に努めた。	
				挟間公民館	館内にポスターを掲示し、ロビーの資料コーナーに関係資料を置き、情報提供を行った。	
				庄内公民館	ロビーにポスター掲示やパンフレット設置を積極的に行い、情報提供に努めた。	
			湯布院公民館	各種啓発用パンフレット、ポスター等の展示を行い、ゆふ大学生をはじめ、来館者に対する情報提供を積極的に進めた。		
			③「男女共同参画週間」、「行政相談週間」、「人権週間」等を通じて市民の意識啓発に取り組みます。	総務課	「男女共同参画週間」については、コロナ禍のため街頭啓発活動は実施できなかったが、各庁舎ロビーにて啓発を行った。「行政相談週間」、「家族の週間」については、ポスターの掲示、横断幕の設置等による啓発を行った。	B
				人権・部落差別解消推進課	庁舎内においてポスター等を掲示し、情報提供に努めた。	

「主な取組」の取組状況等とその評価
 (※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)

基本目標	重点目標	施策	施策の方向	担当課	取組状況等	評価			
男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備	1 男女共同参画意識の一層の向上と社会制度・慣行の見直し	家庭、地域、働く場における社会制度・慣行の見直し	①家庭、地域、働く場等社会の様々な場面における慣行について、役割分担意識の解消に努めます。	総務課	父子を対象とした事業を開催し、父親が子どもと触れ合う機会を提供した。また、県作成の家事のシェアを促す小冊子「幸せを呼ぶ！カジライフ」を婚姻届を提出した方に配布し、結婚当初からの家事分担を促す啓発を行った。啓発等を行う一方で、意識の解消には時間を要すると考えられる。	B			
				社会教育課	家庭教育講座、家庭教育サロンを実施した（延べ217名参加）。また、学びの機会を提供するため、自治区等で行う人権学習への補助を行った。				
				挟間・地域振興課	場面、ケースに応じた声掛けを実施した。				
				庄内・地域振興課	呼びかけ等を行っているが、解消までには至っていない。				
				湯布院・地域振興課	啓発用パンフレット等により、役割分担意識の解消に努めた。				
						②あらゆる場での性による差別解消を図るため、出前講座の開催や市報等を通じて啓発します。	総務課	市ホームページ等での啓発は行ったが、出前講座の開催は実施できなかった。	B
						③地域づくり推進を担う社会教育関係団体への研修会、公民館主催事業を通じて、性別による偏りにつながるおそれのあるものについて学習機会を提供し啓発に努めます。	挟間公民館	家庭教育講座のほっこりカフェでは子育て世代に対して、また寿大学では人権講座により学習機会を提供した。	A
						庄内公民館	公民館主催事業を通じて資料（情報）提供等を行い、啓発に努めた。		
						湯布院公民館	湯布院公民館、川上地区集会所合同の人権学習会（ゆふ大学生・女団連・自治公民館長・川上地区集会所受講生対象）で、男女共同参画に関する内容を取り入れた（101名参加）。		
			男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備	2 男女共同参画を可能にする教育・学習の充実	学校教育における教育・学習の推進	①学校教育全体を通じて、思いやりと自立の意識を育む男女平等教育を推進します。	学校教育課	道徳科の授業、特別活動の授業、家庭科の授業及び社会科の授業の教育課程に男女平等の視点からの取組を位置付けている。	A
②一人ひとりが健全な食生活を実現するための食育を推進します。	学校教育課	家庭科の授業の教育課程に、食育の視点の取組を位置付けており、栄養教諭を活用した食育の授業を行った。				A			
③ALT（外国語指導助手）との交流を通じ、他国の人権意識や男女平等観を学習する機会の提供に努めます。	学校教育課	市内全小中学校にてALTを活用した授業を展開している。				A			
④教職員を対象に男女共同参画の理解及び意識を高めるための研修会を実施します。	学校教育課	市内全小中学校にて職員研修を実施した。				A			

「主な取組」の取組状況等とその評価
 (※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)

基本目標	重点目標	施策	施策の方向	担当課	取組状況等	評価
I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	多様な選択を可能にする教育・学習の推進	①誰もが、各人の生き方、能力、適性を考え、主体的に多様な選択を可能にする能力を身に付けられるよう、啓発に努めます。	社会教育課	「まなびの情報誌」を発行し、講座や活動グループの情報を紹介した。また、市報や市ホームページでは学びの場を周知した。	A
				スポーツ振興課	男女問わず、広く情報を発信した。	
			②小学生を対象としたさまざまな体験活動を地域住民が関わりながら行い、地域での子育てに努めます。	学校教育課	コロナ禍ではあったが、「由布学」を中心とした地域との交流活動が行われた。	B
				社会教育課	地域協育の取組により、地域住民が関わりながら、学校支援活動や放課後・土曜日に学びや体験の活動を行った。また、わんぱくサマーチャレンジやふるさと探検部、子ども司書活動を実施した。	
				挾間公民館	ゆふの寺子屋や地域人材派遣事業により、地域住民からの指導を受け体験活動を行った。	
				庄内公民館	公民館事業等を通じ、地域住民と協力しながら地域での子育てに努めた。	
				湯布院公民館	家庭教育講座「ほのぼの広場」や放課後子ども教室、学校支援において地域人材を積極的に活用した。	
				挾間・地域振興課	コロナ禍のため、令和3年度は体験活動ではなく見学を実施した。	
				庄内・地域振興課	職場体験等で様々な情報提供を行ってきた。	
			湯布院・地域振興課	新型コロナウイルス感染拡大防止の為、小学生を対象とした様々な体験活動が実施できなかった。令和4年度は、感染状況を見ながら、公民館と連携し、地域での子育てに努めていく。		
			③各種講演会・研修会等に男女共同参画の内容を取り入れ、地域住民の意識の高揚を図ります。	社会教育課	男女共同参画についての内容を盛り込んだ人権学習会を開催した(湯布院公民館で実施、101名参加)。男女共同参画に特化した講演会を開催する場合は総務課との連携が不可欠である。	A
				挾間公民館	主催教室の講座の一コマに男女共同参画の内容を取り入れた。	
				庄内公民館	主催講座において男女共同参画を含む人権についての内容を取り入れ、住民の意識の高揚を図った。	
				湯布院公民館	湯布院公民館、川上地区集会所合同の人権学習会(ゆふ大学生・女団連・自治公民館長・川上地区集会所受講生対象)では、男女共同参画に関する内容を取り入れた(101名参加)。	

「主な取組」の取組状況等とその評価
 (※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)

基本目標	重点目標	施策	施策の方向	担当課	取組状況等	評価	
I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備	3 男女の平等と人権を守る環境づくり	男女の平等と人権を守る環境づくり	①学校教育や社会教育において、人権への理解を深めるため、人権教育・啓発活動に努めます。	人権・部落差別解消推進課	庁舎内において設置モニターでの映像、パネル・ポスターの掲示、チラシ・横断幕の設置等により人権意識啓発に努めた。 新型コロナウイルス感染症の影響により人権各種大会において実施できない事業もあったが学習機会の提供に極力努め、人権意識啓発に取り組んだ。	A	
			②学校教育において、人権尊重につながる性教育を充実させるとともに、授業参観を通じて保護者の人権意識の向上に努めます。	学校教育課	実施しているが、保護者への啓発にはまだ課題が残る。	C	
			③県やNPO等と連携して、テレビやインターネットなどからの人権を無視した情報等を主体的に読み解くための学習機会の提供に努めます。	総務課 (人権・部落差別解消推進課)	令和3年度は実施できなかった。今後は人権・部落差別解消推進課と情報共有しながら進めていきたい。	C	
		貧困、高齢等により人権を守る環境づくり	貧困、高齢等により人権を守る環境づくり	①高齢者が運転免許証を自主的に返納しやすい環境を整備するため、70歳以上の運転免許自主返納者を対象にユーバス無料券又はタクシー補助券の支援を行います。	総務課	運転免許証自主返納者201名中119名に、タクシー補助券を交付した。	A
					総合政策課	運転免許証自主返納者201名中2名に、ユーバス無料券を交付した。	
				②高齢者が健康づくりに気軽に取り組むための環境を構築し、健康に取り組む高齢者の増加を図ります。	高齢者支援課	お茶の間サロン等の事業により、地域の通いの場の拡大に努め、また挟間・庄内・湯布院それぞれに生活支援コーディネーター※を配置し、通いの場の運営支援を行った。	A
				③「由布市第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て・生活支援、経済支援等を総合的にを行います。	子育て支援課	13事業※をはじめ、保育量の確保や各種給付金の給付など、生活支援及び経済支援等を総合的に行った。	A
		貧困、高齢等により人権を守る環境づくり	貧困、高齢等により人権を守る環境づくり	④高齢者、子ども、障がい者、外国人等、誰もがが必要な情報にアクセスしやすく、支障なく利用できるホームページ作りに努めます。	総務課	市ホームページをリニューアルし、スマートフォン対応とした。また、LINE公式アカウントを開始し、友だち登録をした方に対し、ゴミの出し方や災害情報など暮らしに役立つ情報をいち早く届けることができたようになった。	A

※生活支援コーディネーター：別名「地域支え合い推進員」。生活支援体制の充実・強化を図るため、ニーズと取り組みのマッチングや、ネットワークの構築、資源開発等を行う。

※13事業：子ども・子育て支援法第59条に規定する13の事業のこと。①利用者支援事業、②延長保育事業、③実費徴収に係る補足給付を行う事業、④多様な事業者の参入促進・能力活用事業、⑤放課後児童健全育成事業、⑥子育て短期支援事業、⑦乳児家庭全戸訪問事業、⑧養育支援訪問事業、⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、⑩地域子育て支援事業、⑪一時預かり事業、⑫病児保育事業、⑬子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

「主な取組」の取組状況等とその評価
 (※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)

基本目標	重点目標	施策	施策の方向	担当課	取組状況等	評価
II あらゆる分野における女性の活躍の推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	企業・団体の等への女性の啓発	①女性の職域拡大をめざし、企業や各団体等における女性参画に向けた取り組みを促進する広報活動を行います。	総務課	国や県からの情報の提供や啓発資料等による啓発を行った。今後も商工観光課との情報共有が必要。	B
			②「女性が輝く社会」の実現に向けて、市内企業や商工会等に対し、女性の人材育成、役員・管理職の登用についての取り組みを働きかけます。	商工観光課	県女性起業家創出促進事業の「女性起業家おしごと展」に参加し、市内の女性起業家と交流及び事業内容の把握に努めた。	B
	男女共同参画を担う人材の育成	①各団体等において、自主的な学習活動の支援を通じて、男女共同参画の推進を担う人材を育成します。	健康増進課	食生活改善推進員、母子保健推進員及びヘルスアップリーダー等が地域の健康づくりを目指し、お互い意見を尊重しながら、コロナ禍ではあったが、創意工夫し、地域活動を実施した。	A	
			社会教育課	社会教育関連団体へ活動の補助や支援を行った。		
		②男女を問わず各分野における研修会や講座への積極的な参加を推進し、組織の活性化を促します。	健康増進課	食生活改善推進員の養成講座に女性2名、男性1名が参加し、食生活改善推進員として地域活動を担うための学習、調理実習等を学んだ。 また、母子保健推進員(女性46名、男性2名)、ヘルスアップリーダー(運動普及)(女性17名、男性8名)、食生活改善推進員(女性76名、男性2名)が老若男女問わず、地域での活動に積極的に参加した。	A	
			社会教育課	社会教育関連団体への活動を支援するとともに、公民館講座、高齢者学級、家庭教育講座などを開催した。		
			スポーツ振興課	コロナ禍においても参加可能な研修会等の案内を広く行った。		
		③職場内の男女共同参画意識を向上し、男女共同参画の推進に率先して取り組むため、職員への研修を実施します。	総務課	男女共同参画に特化した研修は実施できなかったが、職場内で行われる各研修の際には、男女共同参画の内容を取り入れた。	B	

「主な取組」の取組状況等とその評価
 (※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)

基本目標	重点目標	施策	施策の方向	担当課	取組状況等	評価
II あらゆる分野における女性の活躍の推進	2 ワークライフ・バランスの推進	仕事と家庭生活等の両立の支援	①職場での時間外労働の抑制や縮減の取組、健康相談等の健康管理体制の整備、ストレスチェックの対応について市報等による普及啓発に努めます。	総務課	具体的な内容についての啓発はできなかったが、市ホームページで労働に関する相談窓口等の案内を行っている。	C
			②女性が安心して出産し、子育てしながら働き続ける環境整備として、保育施設の待機児童発生防止に向けた取組を行うとともに、公立幼稚園の預かり保育のさらなる拡充を検討します。	子育て支援課	令和3年度から新たに認定こども園1園の受入れが始まり、受け皿を整備したため、令和3年4月1日現在の待機児童の発生はなかった。	B
			学校教育課	環境整備に努めているが、預かり保育の拡充には至っていない。		
		女性の再就職等の支援	①出産や育児等で離職した女性の再就職を支援するため、求人情報を閲覧できるスペースを設置し情報の提供に努めます。	商工観光課	各庁舎において週間求人情報を設置し、閲覧できるスペースを設置した。	B
				挟間・地域振興課	再就職を支援するため、ハローワークの求人情報をリアルタイムで提供した。	
				庄内・地域振興課	再就職等に係るパンフレット等の情報を提供している。	
				湯布院・地域振興課	閲覧できるスペースを設置し、ハローワーク等の求人情報の提供に努めた。	
				挟間公民館	求人情報は庁舎で行っているため、近接する公民館では行っていない。資料の提供があれば設置したい。	
				庄内公民館	求人情報や求人相談にかかる託児等の情報を閲覧できるスペースを確保し、情報の提供に努めた。	
				湯布院公民館	求人情報を公民館ロビーで広く周知し、閲覧しやすい環境への整備に努めた。	
			②妊娠・子育て中の女性に配慮した職場環境の整備や、生活に対応した柔軟な働き方の選択ができる勤務制度の普及啓発に努めます。	総務課	啓発資料等による啓発を行った。今後は市ホームページへの掲載をしていきたい。	B
			③子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくりとして、放課後児童クラブ等の充実・拡充を推進します。	子育て支援課	挟間小学校区の受入れ強化のため、新たに第3くすのき児童クラブの開設に向けて準備を進めた。	B
	④病気のため保育所等での保育が困難な子どもを預かる病児・病後児保育施設について、必要な時に利用できるよう周知するとともに、施設の充実・拡充を検討します。	子育て支援課	病児保育の県内広域化が令和3年10月から始まり、県内誰でもどこでも同じ料金で利用することが可能になった。	A		

「主な取組」の取組状況等とその評価
 (※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)

基本目標	重点目標	施策	施策の方向	担当課	取組状況等	評価
II あらゆる分野における女性の活躍の推進		男性の家事・育児等への参画促進	①親子を結び付け、家族のきずなを深めるきっかけを推進するため、休日を家族で過ごすことのできる「家族の週間」を推進します。	総務課	庁舎に横断幕を設置し、「家族の週間」の周知をした。	A
			②男性が家事や育児を主体的に行うことの意義や大切さについて理解が広まるよう、広報、啓発を行うとともに、男性が家事や育児への関心を高めるための事業を実施します。	子育て支援課	県発行の小冊子「イクボン」を配布し、育児への知識と感心の高揚に努めた。プレパパ・プレママ※講習は来年度の実施に向け取り組むことができた。	B
	2 ワークライフバランスの推進	職場環境の整備	①性別を理由とした採用や配置、昇格等における差別的扱いが行われない職場づくりを進めるため、法令等の遵守の周知・啓発に努めます。	総務課	採用や配置、昇格等における差別的扱いが行われない職場をつくるため法令等を遵守している。また、その周知・啓発も行った。	A
			②女性労働者が妊娠、出産後も引き続き能力を発揮できる機会を確保するため、労働基準法、育児・介護休業法等に基づき、女性労働者の勤務労働条件や健康管理が適切に行われるよう事業主へ啓発を行います。	商工観光課 総務課	人材確保等支援事業補助金において「大分県女性活躍推進宣言」を行っている企業を対象としている。また、市ホームページにおいて「スタートアップ労働条件」のリンクを行った。	A
			③パートタイム労働法及び同指針の周知徹底を図り、パートタイム労働者と通常の労働者との均衡を考慮した、処遇の浸透・定着を推進します。	商工観光課	「労働なんでも相談会」を2回実施した。また、大分労働局等から送付されるチラシを各庁舎に設置した。	A
			④長時間労働等の働き方の見直しに向けた男女共同参画の意義についての理解を促進するために意識啓発を行います。	商工観光課	大分労働局等から送付されるチラシを各庁舎に設置した。	A
			⑤誰もが安心して充実した生活を送ることのできる環境を整備するため、男性の育児休業取得推進等、職場における働き方改革の取組を推進します。	総務課	市の職員向けに、令和3年11月に作成した「働き方改革TRIAL」に5つの目標を掲げ、ワークライフバランス※の実現と魅力ある職場づくりに向け取組を開始した。また、男性職員の育児休業取得等を推進した。 市内の事業所に対しては、商工観光課を中心に啓発等を行い、働き方改革の取組の推進をしていく。	A

※プレパパ・プレママ：もうすぐ父親になる人、もうすぐ母親になる人。

※ワークライフバランス：仕事と生活のバランスがとれた状態。

「主な取組」の取組状況等とその評価
 (※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)

基本目標	重点目標	施策	施策の方向	担当課	取組状況等	評価
II あらゆる分野における女性の活躍の推進	3 活力ある地域社会の実現に向けた男女共同参画の推進	地域社会における男女共同参画の推進	①地域やNPO等の団体において、男女がともに参加し協力する活動を推進します。また、地域おこし協力隊を計画的に配置し、地域との連携を深めていきます。	総合政策課	地域おこし協力隊員4名中、女性を3名任命した。	B
				挟間・地域振興課	谷むらづくり協議会発足に向け、協議会中心の活動の支援に努めた。	
				庄内・地域振興課	大津留まちづくり協議会、また、地域おこし協力隊の協力で地域の活性につながった。	
				湯布院・地域振興課	地域活力創造補助金などを活用し、地域の中で多様な取組を行った。	
				総務課	自治会における女性の参画拡大については地域ごとの慣習が根強く、大きな変化は見られない。	
				社会教育課	各種審議会や委員会において公民館利用者や女性団体の代表を委員として委嘱している。	
		男女共同参画の推進	②自治会や公民館、PTA等地域における多様な活動計画や方針決定への女性の参画拡大を図ります。	学校教育課	呼びかけてはいるが、現状に大きな変化は見られない。	B
				挟間・地域振興課	自治委員会活動での女性参画の推進を呼びかけた。	
				庄内・地域振興課	自治委員会や公民館活動で女性参画を推進している。	
				湯布院・地域振興課	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、女性の参画拡大の広報等ができなかった。一方、公民館では人権学習などの取組を行っていたので、令和4年度はそれを参考にし、また公民館と連携を取りながら女性の参画拡大に努めていく。	
				防災危機管理課	令和3年度から、防災士養成講座を自治区推薦のみでなく、個人が応募出来るよう変更した。その影響もあつてか、17名の合格者のうち、6名が女性であった(令和2年度は12名中1名)。	
				福祉課	各避難所は、男女別のトイレ、授乳スペースを確保(個室・仕切り)している。令和4年度は、備蓄品として生理用品を避難所に設置予定。	
女性団体等への整備の活動の	①市内の各種女性団体また女性団体間の連絡協議等の活動について支援します。	社会教育課	事務局として、団体の活動支援や各地域の連携・調整に取り組んだ。	B		
		社会教育課	県内で活躍する女性を招いた講演会を開催する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。女性団体の活動ではないが、家庭教育講座・家庭教育サロンを実施し、地域の方の協力のもと託児支援も行った。	B		

「主な取組」の取組状況等とその評価
 (※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)

基本目標	重点目標	施策	施策の方向	担当課	取組状況等	評価
Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現	1 生涯を通じた健康支援	生涯を通じた健康の増進	①由布市健康増進計画等に基づきあらゆる場へ健康づくりへを働きかけ、社会全体で個人の健康を支える環境づくりを行います。	健康増進課	ゆふ健康マイレージ事業などを通じて、個人の健康づくりの取組や、地域での健康づくり活動、事業などに対しインセンティブ※を付与し、個人の健康づくりを支える仕組みを構築した。	A
			②健康診査やがん検診の広報を充実させるとともに、事業所等への啓発も行い誰もが受診できる体制づくりに努めます。	健康増進課	令和3年度より、がん検診と特定健診が同時に受けられるよう総合健診を5日間実施した。受診率の向上に向け、4月に健診おたすけハンドブックの全戸配布やホームページ、乳幼児健診時にチラシを配布する等、幅広く市民への周知を図った。 乳がん検診・子宮頸がん検診においては、休日検診の実施や、受付以外のスタッフはすべて女性のレディース検診、託児の日を設ける等、子育て世代・働き世代が受診しやすいよう体制を整えている。	A
				保険課	健診やがん検診の広報は冊子「健康おたすけハンドブック」を作成し、対象者へ配布するなど積極的に勧奨に取り組んだ。また、40歳以下の国保加入者について勧奨通知を作成するなど、広報を充実させた。 令和4年度にはLINEなどのSNS※を活用したり、Web予約※を取り入れさらに受診しやすい環境づくりに努めて行くとともに、他課と連携して事業所などへの啓発も検討する。	
			③健康相談・健康を通じて生活習慣の改善を図り、誰もが健康で充実した生活を送るための健康づくり体制の充実に努めます。	商工観光課	人材確保等支援事業補助金において「健康経営事業所認定」を受けている企業を対象としている。	A
				健康増進課	健康診査後の生活習慣の改善に向けた指導の場として、令和3年度はアクアビクス※教室、糖尿病予防教室を実施した。アクアビクス教室は参加者4名(全て女性)、糖尿病予防教室は参加者21名(女性17名、男性4名)であった。健康教室に関しては、女性の参加者が比較的多い状況であった。男性も参加しやすい教室運営が出来るよう今後検討が必要。	
				健康増進課	食生活改善推進員定例会を通じて、栄養バランスの整った食事の調理実習や栄養に関する講義を行い、望ましい食生活に必要な知識を学ぶ場を設けた。 令和3年度の定例会開催数・参加者は、挾間支部で5回・48名、庄内支部で5回・48名、湯布院支部で5回・78名であった。	
			④各世代に応じた望ましい食生活の実践に必要な知識と技術を学ぶ場づくりに努めます。	健康増進課	食生活改善推進員定例会を通じて、栄養バランスの整った食事の調理実習や栄養に関する講義を行い、望ましい食生活に必要な知識を学ぶ場を設けた。 令和3年度の定例会開催数・参加者は、挾間支部で5回・48名、庄内支部で5回・48名、湯布院支部で5回・78名であった。	A
⑤エイズ等の正しい知識や薬物等が心身に及ぼす影響についての正確な情報提供に努めます。	健康増進課	各庁舎にポスターを掲示し、情報提供を行った。	A			
⑥学校教育において、性に関する正しい知識を得るための性教育を充実させるように努めます。	学校教育課	全ての小中学校において実施している。	A			

※インセンティブ：やる気を起こさせる外的要因。動機付け。

※SNS：ソーシャル・ネットワーク・サービスの略語。インターネット上で社会的ネットワークの構築を可能にするサービス。

※Web予約：インターネット上で行う予約。

※アクアビクス：水中で体を動かす水中運動。

「主な取組」の取組状況等とその評価
 (※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)

基本目標	重点目標	施策	施策の方向	担当課	取組状況等	評価
Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現	1 生涯を通じた健康支援	生涯を通じた健康の増進	⑦うつ病等の心の病やさまざまな精神関連の問題や悩みに対する相談窓口等の情報の提供に努めます。	健康増進課	市ホームページ等で相談窓口の情報提供を行った。健康温泉館に健康相談窓口を設置し、相談を行った（相談件数189件）。	A
			⑧保健と福祉の総合相談窓口を設置し各種相談業務の充実を図ります。	保険課	訪問事業などで総合的な問題を抱えている方がいた場合、必要に応じて他課の窓口へつなぐよう努めた。	A
				健康増進課	総合相談窓口を設置し、専用の携帯電話を用いて市民と各機関からの相談に対応した（電話相談130件、訪問相談26件）。	
				福祉課	総合相談窓口を開設し随時相談に応じた。また、DV等の相談先が記載された県パンフレットを各庁舎窓口を設置し、市ホームページにも掲載した。	
				子育て支援課	相談業務に係る知識・資質の向上を目的とした「支援に携わる相談員連携調整会議」や関係機関の連携を深めるための「由布市地域相談員ネットワーク会議」について、令和3年度は開催できなかったが、来年度以降の再開に向けて調整を行った。 子育て支援課内の相談業務は、市民に寄り添う対応が出来た。	
高齢者支援課	地域包括支援センターの総合相談業務、在宅医療・介護連携支援センターの相談窓口を設置し、市民からの相談、市内医療介護職からの相談の両面に対応できるよう努めた。					
⑨スポーツ推進委員協議会を中心に生涯を通じてのスポーツの普及を図り、各種スポーツ大会へ男女が参加しやすい条件整備に努めます。	スポーツ振興課	コロナ禍の中、多くの行事が実施できなかったが、実施できたものについては広く周知を行い取り組んだ（スポーツ推進員の構成：男性16名、女性9名）。	B			
⑩ゆふ健康マイレージ等を活用し、運動習慣の定着を推進します。	健康増進課	ゆふ健康マイレージ事業を通して、運動習慣の定着を推進した。実績としてマイレージの応募者数は、令和3年は1,050人（女性755人：72%、男性290人：28%）となり、男女ともに増加した。 【参考（令和2年）】 945人（女性718人、男性227人）	A			

「主な取組」の取組状況等とその評価
 (※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)

基本目標	重点目標	施策	施策の方向	担当課	取組状況等	評価
Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現	1 生涯を通じた健康支援	妊娠・出産等に関する健康の支援	①乳幼児健診や健康相談、訪問の機会を通じ、育児不安や悩み等の解消に努めます。	健康増進課	乳幼児後期相談会、1歳半健診、3歳児健診、子育て相談会など保護者が不安や悩みを相談できる機会を設けた。その中で育児不安や悩みを抱える保護者に対して、架電や訪問など継続的な支援を実施し、解消に努めた。	A
			②妊婦健診を定期的に安心して受診できるように妊婦健診費用の助成を行います。	健康増進課	妊婦健診は受診券14回とA（血色素・梅毒・HBs）B（子宮頸がん）C（GBS※）と定期的な受診を行うにあたって必要な健診費用の助成を実施しており、令和3年度は351名の妊婦が（個人の使用回数は異なるものの）定期的な受診をした。	A
			③乳幼児の適切な医療の確保を図るために医療費の助成を行います。	子育て支援課	子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上及び子育て世帯の負担軽減に寄与した。	A
			④産後訪問を通じて、産後うつ予防や家族の育児参加を推進し、女性が安心して産み育てられる環境づくりに努めます。	健康増進課	令和3年度から産婦健診の補助（医療機関により1～2回実施）を実施しており、250名に対して319回の受診があった。産後訪問でEPDS※の値や母の表情・言動に注視し、産後うつ予防、家族の協力支援の確認など、母自身が心身の健康を保ちながら育児ができるような支援に務めている。	A
			⑤乳幼児健診において、未受診の家庭の訪問等を行い、未受診の乳幼児をなくすよう努めます。	健康増進課	未受診の家庭への面会・訪問を必須で実施した。面会・訪問が難しい家庭は医療機関や保育園等関係機関と連携し、安否確認を行った。	A
			⑥母親が情報交換できる子育て広場を開催し、育児に関する悩みが解決できるネットワークづくりの推進に努めます。	健康増進課	令和3年度、挟間健康センターはちびっこ広場を週1回（金曜日）行い、母子が集まることのできる場を提供した（新型コロナウイルス感染症の影響により2月末から中止）。また、3地区でそれぞれの地区の子育て支援センターに訪問し、保健師による計測・相談の機会を設定した。他にも母子保健推進員と企画した、母子ともに楽しむことができ、育児に関する悩みも相談できる場を提供している。	A
				子育て支援課	子育て支援センターを設置し、子育て等に関する相談対応、情報の提供を実施し、不安解消に努めた。	

※GBS：B群溶血性連鎖球菌。

※EPDS：産後うつ病に対するスクリーニング（ふるい分け）検査として開発された自己記入式の評価表。

「主な取組」の取組状況等とその評価
 (※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)

基本目標	重点目標	施策	施策の方向	担当課	取組状況等	評価
Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現	2 女性に対するあらゆる暴力の根絶	あらゆる暴力を許さない環境の整備	①暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)に広報活動を行い、暴力を許さない意識の啓発に努めます。	子育て支援課	11月16日、挟間・庄内・湯布院の各所において、広報ティッシュの配布を通じて啓発を行った。	A
			②配偶者や高齢者、児童等に対する暴力防止への啓発に努めます。	子育て支援課	要保護・要支援児童家庭と緊密に連絡を取り合うことで状況把握に努めるとともに、相談対応を行った。	A
				高齢者支援課	パンフレットを庁内及び包括支援センターに設置し、啓発に努めた。	
			③セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止を図るため、商工会等を通じ、事業主等への意識啓発に努めます。	商工観光課	商工会経営指導員がメンタルヘルス※研修を受講し、巡回指導の際に活用した。また、働き方改革支援センターの社労士による相談会を7回実施した。	A
			④あらゆる場でのセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止に向けた広報活動に努めます。	総務課	啓発パンフレット等を各庁舎に設置している。今後は市ホームページ等での広報を実施していく。	B
			⑤さまざまな暴力に対する規制法を市報等に分かりやすく掲載し、市民への周知徹底に努めます。	総務課	相談窓口等も含め、市ホームページに掲載している。	A
⑥学校教育において暴力を許さない教育を推進するとともに、小中学校内のパソコンに有害情報への制限の整備を行い、青少年の健全な育成に努めます。	学校教育課	全ての小中学校において実施した。また、学校内のパソコンについては有害情報への制限を実施している。	A			

※メンタルヘルス：精神面における健康。

「主な取組」の取組状況等とその評価
 (※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)

基本目標	重点目標	施策	施策の方向	担当課	取組状況等	評価
Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現	2 女性に対するあらゆる暴力の根絶	被害者の相談・支援等の推進	①NPOや関係機関と連携し、相談窓口や相談電話等の情報提供を行い、被害者が安心して相談できる体制づくりと暴力の潜在化防止に努めます。	子育て支援課	他者の目を気にすることなく相談できる窓口を整備している。また、相談者に対し、いかなる暴力も許されないこと、我慢する必要がないことを示し、理解を促した。	A
				高齢者支援課	高齢者虐待の連絡体制について包括支援センターと協議し、相談体制の整備に努めた。また、パンフレット等を用いて相談窓口の周知を実施した。	
			②支援施設や婦人相談所と連携し、被害者の一時保護や社会復帰のための自立支援に努めます。	子育て支援課	関係機関と連携し、被害者等の一時避難に積極的に関与し、その後の生活に対する助言等を行った。	A
				高齢者支援課	緊急一時入所が可能な養護老人ホームまたは特別養護老人ホームに措置するための要綱を制定した。	
			③DV被害者及び犯罪被害者等に対する住宅の確保(市営住宅等の優先入居)を行います。	建設課	DV被害者及び犯罪被害者等に対する市営住宅の確保については、他の緊急入居分と兼用する形で常時空き部屋を確保している。	A
④犯罪被害者等に対する見舞金その他の支援に取り組み、市報等により市民への周知徹底を図ります。	総務課	犯罪被害者等に対する見舞金等の支援体制を構築している。また、大分県犯罪被害者ネットワーク会議に出席し、相談者に寄り添った対応ができるよう実践演習を行った。 また、被害者のカウンセリングの場の提供の際には、相談者に配慮した場所の提供に努めた。	A			



「主な取組」のうち「各種審議会等委員への女性の参画の推進」について

(※女性委員のいない審議会等をなくす。)

基本 目標	重点 目標	施策	施策の方向	担当課	現状	評価
II あらゆる分野における女性の活躍の推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	各種審議会等委員への女性の参画の推進	① 市の各種審議会等において、幅広い世代や分野から女性の参画を促進し、 女性委員のいない審議会等をなくす よう努めます。	総務課	<p>審議会等「7」中、女性のいない審議会等「0」</p> <p>【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会 12名中、女性 8名 情報公開審査会 3名中、女性 1名 個人情報保護審査会 3名中、女性 1名 交通安全対策協議会 20名中、女性 3名 行政不服審査会 3名中、女性 1名 <p>【その他規則等に基づく審議会等※】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行財政改革推進会議 8名中、女性 2名 指定管理者選定委員会 9名中、女性 1名 	A
				防災危機管理課	<p>審議会等「1」中、女性のいない審議会等「0」</p> <p>【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災会議 25名中、女性 4名 	A
				総合政策課	<p>審議会等「3」中、女性のいない審議会等「1」</p> <p>【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合計画審議会 15名中、女性 3名 <p>【その他規則等に基づく審議会等※】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民交通対策検討委員会 15名中、女性 4名 地域公共交通会議及び地域公共交通活性化協議会 13名中、女性 0名 	B
				人権・部落差別解消推進課	<p>審議会等「1」中、女性のいない審議会等「0」</p> <p>【その他規則等に基づく審議会等※】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権教育・啓発推進審議会 9名中、女性 2名 	A
				農政課	<p>審議会等「1」中、女性のいない審議会等「1」</p> <p>【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農政対策審議会 8名中、女性 0名 	D
				都市景観推進課	<p>審議会等「5」中、女性のいない審議会等「0」</p> <p>【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画審議会 12名中、女性 4名 挾間環境保全審議会 16名中、女性 1名 景観審議会 14名中、女性 3名 湯布院まちづくり審議会 14名中、女性 3名 自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する審議会 15名中、女性 1名 	A

「主な取組」のうち「各種審議会等委員への女性の参画の推進」について

(※女性委員のいない審議会等をなくす。)

基本 目標	重点 目標	施策	施策の方向	担当課	現状	評価
II あらゆる分野における女性の活躍の推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	各種審議会等委員への女性の参画の推進	① 市の各種審議会等において、幅広い世代や分野から女性の参画を促進し、 女性委員のいない審議会等をなくす よう努めます。	水道課	審議会等「2」中、女性のいない審議会等「1」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・水道事業運営協議会 18名中、女性 6名 ・水道水源保護審議会 11名中、 女性 0名	B
				健康増進課	審議会等「4」中、女性のいない審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・湯病院健康温泉館事業運営委員会 7名中、女性 2名 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・予防接種健康被害調査委員会 6名中、女性 1名 ・健康立市推進協議会 21名中、女性 6名 ・母子保健推進員 45名中、女性 43名	A
				保険課	審議会等「1」中、女性のいない審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・国民健康保険運営協議会 10名中、女性 2名	A
				環境課	審議会等「4」中、女性のいない審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・環境審議会 9名中、女性 1名 ・農業集落排水事業運営協議会 12名中、女性 1名 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・環境監視委員 6名中、女性 2名 ・地球温暖化対策地域協議会 10名中、女性 8名	A
				商工観光課	審議会等「2」中、女性のいない審議会等「1」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・中小企業者店舗等整備改善資金利子補給審査会 12名中、女性 1名 ・特別小口融資審査委員会 10名中、 女性 0名	B
				福祉課	審議会等「4」中、女性のいない審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・民生委員推薦会 7名中、女性 1名 ・障害支援区分認定審査会 6名中、女性 2名 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会 13名中、女性 3名 ・地域自立支援協議会 14名中、女性 4名	A

「主な取組」のうち「各種審議会等委員への女性の参画の推進」について

(※女性委員のいない審議会等をなくす。)

基本 目標	重点 目標	施策	施策の方向	担当課	現状	評価
II	1	各種 審議会 等委員 への女 性の参 画の推 進	① 市の各種審議会 等において、幅 広い世代や分野 から女性の参画 を促進し、 女性 委員のいない審 議会等をなくす よう努めます。	子育て支援課	<p>審議会等「3」中、女性のいない審議会等「0」</p> <p>【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て会議 19名中、女性10名 <p>【その他規則等に基づく審議会等※】</p> <ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会（実務者会議） 16名中、女性9名 要保護児童対策地域協議会（代表者会議） 11名中、女性6名 	A
				高齢者支援課	<p>審議会等「8」中、女性のいない審議会等「0」</p> <p>【その他規則等に基づく審議会等※】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定委員会 28名中、女性8名 地域包括支援センター運営協議会 25名中、女性6名 認知症施策支援推進会議 10名中、女性9名 認知症初期集中支援チーム検討委員会 10名中、女性5名 支え合い推進会議（第1層） 11名中、女性6名 支え合い推進会議（第2層・挟間） 43名中、女性16名 支え合い推進会議（第2層・庄内） 36名中、女性21名 支え合い推進会議（第2層・湯布院） 26名中、女性11名 	A
				学校教育課	<p>審議会等「7」中、女性のいない審議会等「0」</p> <p>【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ問題解決支援委員会 5名中、女性1名 学校運営協議会 106名中、女性45名 学校給食センター運営協議会 13名中、女性9名 教科用図書採択協議会 3名中、女性1名 <p>【その他規則等に基づく審議会等※】</p> <ul style="list-style-type: none"> 修学支援委員会 13名中、女性7名 フッ化物洗口事業検討委員会 8名中、女性2名 由布高等学校振興協議会 22名中、女性2名 	A

「主な取組」のうち「各種審議会等委員への女性の参画の推進」について

(※女性委員のいない審議会等をなくす。)

基本目標	重点目標	施策	施策の方向	担当課	現状	評価
女性活躍の分野における	II 女性の活躍分野における	1 政策・方針決定過程への	① 市の各種審議会等において、幅広い世代や分野から女性の参画を促進し、 女性委員のいない審議会等をなくす よう努めます。	社会教育課	審議会等「5」中、女性のいない審議会等「1」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・社会教育委員会 13名中、女性 2名 ・文化財調査委員 6名中、 女性 0名 ・公民館運営審議会 28名中、女性12名 ・図書館協議会 13名中、女性10名 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・子ども読書活動推進会議 14名中、女性11名	B

※地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等

普通地方公共団体が、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のために設置したもの。ただし、政令で定める執行機関については、この限りではない。

※その他規則等に基づく審議会等

市政に幅広く意見を反映させるために要綱等の定めるところにより設置する委員会又は懇話会等であって、執行機関に対し、提言及び報告等を行うものをいう。ただし、次のものを除く。

- ・由布市の職員のみで構成する庁内検討委員会等
- ・関係機関等の連絡調整、情報交換又は研修等を行うために設置する連絡協議会等
- ・事業及び行事等を実施するために設置する実行委員会等

評価まとめ

A：全て達成	11
B：半分以上達成	4
C：一部達成	0
D：未達成	1

「主な取組」のうち「各種審議会等委員への女性の参画の推進」について

(※女性委員の全体に占める割合40%以上)

基本 目標	重点 目標	施策	施策の方向	担当課	現状	評価
II	1	各種 審議会 等委員 への女 性の参 画の推 進	② 選出基準の見直し等により、市の各種審議会等における女性委員の全体に占める割合を40%以上になるよう努めます。	総務課	審議会等「7」中、女性の割合が40%以上の審議会等「1」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・男女共同参画審議会 66.7% ・情報公開審査会 33.3% ・個人情報保護審査会 33.3% ・交通安全対策協議会 15.0% ・行政不服審査会 33.3% 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・行財政改革推進会議 25.0% ・指定管理者選定委員会 11.1%	C
				防災危機管理課	審議会等「1」中、女性の割合が40%以上の審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・防災会議 16.0%	D
				総合政策課	審議会等「3」中、女性の割合が40%以上の審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・総合計画審議会 20.0% 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・市民交通対策検討委員会 26.7% ・地域公共交通会議及び地域公共交通活性化協議会 0%	D
				人権・部落差別 解消推進課	審議会等「1」中、女性の割合が40%以上の審議会等「0」 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・人権教育・啓発推進審議会 22.2%	D
				農政課	審議会等「1」中、女性の割合が40%以上の審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・農政対策審議会 0%	D
				都市景観推進課	審議会等「5」中、女性の割合が40%以上の審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・都市計画審議会 33.3% ・挟間環境保全審議会 6.3% ・景観審議会 21.4% ・湯布院まちづくり審議会 21.4% ・自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する審議会 13.3%	D
				水道課	審議会等「2」中、女性の割合が40%以上の審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・水道事業運営協議会 33.3% ・水道水源保護審議会 0%	D
				健康増進課	審議会等「4」中、女性の割合が40%以上の審議会等「1」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・湯布院健康温泉館事業運営委員会 28.6% 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・予防接種健康被害調査委員会 16.7% ・健康立市推進協議会 28.6% ・母子保健推進員 95.6%	C

「主な取組」のうち「各種審議会等委員への女性の参画の推進」について

(※女性委員の全体に占める割合40%以上)

基本 目標	重点 目標	施策	施策の方向	担当課	現状	評価
II	1	各種 審議会 等委員 への女 性の参 画の推 進	② 選出基準の見直し等により、市の各種審議会等における女性委員の全体に占める割合を40%以上になるよう努めます。	保険課	審議会等「1」中、女性の割合が40%以上の審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・国民健康保険運営協議会 20.0%	D
				環境課	審議会等「4」中、女性の割合が40%以上の審議会等「1」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・環境審議会 11.1% ・農業集落排水事業運営協議会 8.3% 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・環境監視委員 33.3% ・地球温暖化対策地域協議会 80.0%	C
				商工観光課	審議会等「2」中、女性の割合が40%以上の審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・中小企業者店舗等整備改善資金利子補給審査会 8.3% ・特別小口融資審査委員会 0%	D
				福祉課	審議会等「4」中、女性の割合が40%以上の審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・民生委員推薦会 14.3% ・障害支援区分認定審査会 33.3% 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会 23.1% ・地域自立支援協議会 28.6%	D
				子育て支援課	審議会等「3」中、女性の割合が40%以上の審議会等「3」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・子ども・子育て会議 52.6% 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・要保護児童対策地域協議会（実務者会議） 56.3% ・要保護児童対策地域協議会（代表者会議） 54.5%	A
				高齢者支援課	審議会等「8」中、女性の割合が40%以上の審議会等「5」 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定委員会 28.6% ・地域包括支援センター運営協議会 24.0% ・認知症施策支援推進会議 90.9% ・認知症初期集中支援チーム検討委員会 50.0% ・支え合い推進会議（第1層） 54.5% ・支え合い推進会議（第2層 挟間） 37.2% ・支え合い推進会議（第2層 庄内） 58.3% ・支え合い推進会議（第2層 湯布院） 42.3%	B

「主な取組」のうち「各種審議会等委員への女性の参画の推進」について

(※女性委員の全体に占める割合40%以上)

基本目標	重点目標	施策	施策の方向	担当課	現状	評価
II	1	各種審議会等委員への女性の参画の推進	② 選出基準の見直し等により、市の各種審議会等における女性委員の全体に占める割合を40%以上になるよう努めます。	学校教育課	審議会等「7」中、女性の割合が40%以上の審議会等「3」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・いじめ問題解決支援委員会 20.0% ・学校運営協議会 42.5% ・学校給食センター運営協議会 69.2% ・教科用図書採択協議会 33.3% 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・修学支援委員会 69.2% ・フッ化物洗口事業検討委員会 25.0% ・由布高等学校振興協議会 0%	C
				社会教育課	審議会等「5」中、女性の割合が40%以上の審議会等「3」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・社会教育委員会 15.4% ・文化財調査委員 0% ・公民館運営審議会 42.9% ・図書館協議会 76.9% 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・子ども読書活動推進会議 78.6%	

※地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等

普通地方公共団体が、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のために設置したもの。

※その他規則等に基づく審議会等

市政に幅広く意見を反映させるために要綱等の定めるところにより設置する委員会又は懇話会等であって、執行機関に対し、提言及び報告等を行うものをいう。ただし、次のものを除く。

- ・由布市の職員のみで構成する庁内検討委員会等
- ・関係機関等の連絡調整、情報交換又は研修等を行うために設置する連絡協議会等
- ・事業及び行事等を実施するために設置する実行委員会等

評価まとめ

A：全て達成	1
B：半分以上達成	2
C：一部達成	4
D：未達成	9

地方自治法第180条の5に基づく
「教育委員会」「選挙管理委員会」「公平委員会」
「監査委員会」「農業委員会」「固定資産評価審査会」
における女性委員の割合等の現状

委員会等名	担当課	現状
教育委員会	教育総務課	・委員4名中、女性1名 ・女性割合 25%
選挙管理委員会	監査・選挙管理委員会事務局	・委員4名中、女性2名 ・女性割合 50.0%
公平委員会	監査・選挙管理委員会事務局	・委員3名中、女性1名 ・女性割合 33.5%
監査委員会	監査・選挙管理委員会事務局	・委員2名中、 女性0名 ・ 女性割合 0%
農業委員会	農業委員会事務局	・委員11名中、女性1名 ・女性割合 9.0%
固定資産評価審査会	総務課	・委員3名中、 女性0名 ・ 女性割合 0%

**「主な取組」のうち「各種審議会等委員への女性の参画の推進」について
(まとめ)**

①各種審議会等における女性委員の登用について

各種審議会等において、“女性委員のいない各種審議会等をなくすよう努める”としています。

②各種審議会等における女性委員の登用の目標数値

各種審議会等における女性委員の全体に占める割合について、“選出基準の見直し等により、40%以上になるよう努める”としています。

③各種審議会等における女性委員の登用状況

各種審議会等の委員総数937人のうち、女性委員は339人でした。女性委員の占める比率は36.2%でした。

各種審議会等 設置区分根拠	各種審議会等数		委員数		女性委員の 割合
		うち、 女性委員がいる 審議会等の数	人	うち、 女性委員 人	
地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等 注)1	32	28	468	139	29.7%
その他規則等に基づく審議会等 注)2	26	25	442	195	44.1%
地方自治法第180条の5に基づく委員会等 注)3	6	4	27	5	18.5%
全各種審議会等	64	57	937	339	36.2%

注)1 地方自治法第138条の4第3項

普通地方公共団体が、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のためおくことができる機関

注)2 由布市審議会等の設置及び運営等に関する規程第2条第2号に該当する審議会等

市政に幅広く意見を反映させるために要綱等の定めるところにより設置する委員会又は懇話会等であって、執行機関に対し、提言及び報告等を行うものをいう。ただし、次のものを除く。

- ・ 由布市の職員のみで構成する庁内検討委員会等
- ・ 関係機関等の連絡調整、情報交換又は研修等を行うために設置する連絡協議会等
- ・ 事業及び行事等を実施するために設置する実行委員会等

※注)3 地方自治法180条の5

執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員

- ・ 教育委員会
- ・ 選挙管理委員会
- ・ 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- ・ 監査委員

上記以外で、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会

- ・ 農業委員会
- ・ 固定資産評価審査委員会

「農業委員」「認定農業者」「防災会議の委員」「消防団員」「教育委員」に占める女性の割合等の現状

政策領域	個別分野	項目	成果目標	担当課	現状等
I あらゆる分野 における女性 の参画拡大	第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	市町村職員の各役職段階に占める女性の割合	係長相当職 2025年度末までに 40%	総務課	29.5% (総数88名中、女性26名)
			課長補佐相当職 2025年度末までに 33%	総務課	27.1% (総数70名中、女性19名)
			課長相当職 2025年度末までに 22%	総務課	17.4% (総数46名中、女性8名)
		「認定農業者数」に占める女性の割合	2025年度までに 5.5%	農政課	2.2% (認定農業者<<個人>> 134名中、女性3名) [参考] 認定新規就農者(個人)24件、うち女性(夫婦による共同申請含む)8件 女性の割合33.3%
	「自治会長」に占める女性の割合	2025年度までに 10%	総務課	2.0% (委員149名中、女性3名)	
	「消防団員」に占める女性の割合	2026年度までに 10% を目標としつつ、当面5%	消防本部	1.9% (R4.6.24時点) (714名中、女性14名) 【内訳】 機能別消防団員 13名 一般消防団員 1名	

○由布市男女共同参画推進条例

平成17年10月1日

条例第9号

前文

少子高齢化の進展、更には社会経済情勢の急激な変化の中にあつて、男女が、互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関係なく、その個性と能力を發揮することができる共同社会の実現が重要である。

このような状況の中、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにして、その方向を示し、男女共同参画を総合的、かつ計画的に推進することにより、豊かな未来と活力ある由布市を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の推進に関し、その基本理念を定め、市と市民及び事業者等の責務を明らかにし、並びに男女共同参画に関する基本施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的、かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が性別にかかわらず、社会のあらゆる分野における活動に参画し、ひとしく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、共に責任を担う社会をいう。
- (2) 事業者等 市内において、事業を展開する個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる活動分野において、男女間の参画機会の格差を改善するために、その機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手を不快にさせ、その人の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手の対応によりその人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 男女が、人としての尊厳を重んぜられ、性別によって不平等な取扱いを受けないよう配慮されなければならない。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣例が、男女の自由な活動の選択を妨げないよう配慮されなければならない。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市、事業者その他の団体などの施

策又は方針の立案及び決定に参画する機会が確保されなければならない。

(4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活において家族の一員としての役割を円滑に果たすとともに、職業生活や地域活動ができるようにしなければならない。

(5) 男女が、互いの性を尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、自らの決定が尊重され、生涯にわたって心身の健康に配慮されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し実施するとともに、その他の施策についても男女共同参画の視点に立って実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画推進施策の策定及び実施に当たっては、財政上の措置及び実施体制の整備に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女共同参画を推進し、就労者の職業活動と家庭活動の両立を支援し、市の実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者等は、就労者に対し、就労に関して男女共同参画の推進に必要な情報を提供し、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(市を訪れる人や関係者との協調)

第7条 男女共同参画社会は、国、県又は他の地方公共団体と協調し、市の来訪者や関係者にその基本理念への理解を求めて実現していかななければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、あらゆる場において、性別により差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場においてセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、身体的、精神的、経済的、性的暴力等あらゆる暴力行為を行ってはならない。

(公衆に情報を表示する場合の配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報においては、性別による固定的役割分担、セクシャル・ハラスメント及び男女間の暴力的行為を助長する表現その他男女共同

参画の推進を妨げる表現を用いないよう努めなければならない。

(男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定する。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、市民の意見を反映し、第19条に定める由布市男女共同参画審議会への諮問等、適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(市民及び事業者等の理解を深めるための措置)

第11条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者等の理解を深めるために、機会を通じて情報を提供し、啓発活動を行うよう努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるとともに、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

2 市は、民間の団体等が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(家庭生活の活動と他の活動の両立支援)

第13条 市は、男女が共に家庭生活と、職業生活その他の社会における活動と両立することができるよう、その支援に努めるものとする。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第14条 市は、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員の選任に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

2 市は、事業者及び民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(苦情及び相談等の申出)

第15条 市は、市民又は事業者等からの男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる苦情の申出及び性別による差別的取扱い等に関する相談の申出等に対し、積極的に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の規定による申出に対応するため、由布市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の規定による申出に対し、必要があると認めるときは調査を行うことができる。

4 市長は、前項の規定による調査により、必要があると認めるときは、関係者に対して指導及び助言を行うことができる。

(調査研究)

第16条 市は、男女共同参画推進の施策を策定し、実施するために必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(事業者からの報告)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し男女共同参画に関する事項について報告を求めるとともに、助言をすることができる。

(年次報告)

第18条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び実施状況について公表するものとする。

(由布市男女共同参画審議会の設置)

第19条 男女共同参画を円滑に推進するため、由布市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 第10条第3項の規定により諮問された事項について審議すること。

(2) 第15条第2項の規定により意見を求められた事項について調査審議し、市長に意見を述べること。

(3) 男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて答申し、及び市長に建議すること。

(組織及び委員)

第20条 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内で組織する。

2 男女いずれかの委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

おわりに

令和3年度は、由布市第3次男女共同参画プランの初年度でした。

全体的にみると、新型コロナウイルス感染症の影響で未実施となった事業、規模を縮小した事業を除き、令和3年度に実施を予定していた事業は概ね実施することができました。

各施策の内容の評価については、令和3年度に実施した事業のほとんどは、目標水準またはそれ以上の実績を上げています。

一方で、固定的な役割分担意識の解消など、個々の意識改革が必要なものについては、幼少期からの環境が大きく影響していること等が考えられ、その改革には時間を要するため、引き続き、家庭・学校・社会において取り組みを進めていく必要があります。

各種審議会等委員への女性の参画の推進の「女性のいない審議会をなくす」については、6割以上の課が達成できています。

その反面、「女性委員の委員全体に占める割合を40%以上になるよう努める」については、半分以上の課が未達成となっています。今後は、目標を達成できるよう、要綱等の選出基準の見直しを行っていく必要があります。

日常の業務においても、常に男女共同参画の視点を持ち、男女共同参画社会の形成に向け、今後も取り組みを進めていきます。



由布市第3次男女共同参画プラン
年次報告書（令和3年度）

作成 令和5年1月 総務課
由布市庄内町柿原302番地
☎097-582-1112